

令和4年度（2022年度）
日向市生活排水（し尿）処理
実施計画

令和4（2022年）年3月

環境政策課

1 基本事項

(1) 計画の位置付け

本計画は、生活環境保全及び生活排水（し尿）の適正で効率的な処理を図り、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律137号）に規定する一般廃棄物の処理に関する基本計画の実施のため、本市の生活排水（し尿）処理に関する必要な事項を定める。

(2) 計画の区域

本市の区域内全域

(3) 計画の期間

令和4（2022年）年4月1日から令和5（2023年）年3月31日までとする。

(4) 生活排水処理人口等の推計

区分		令和2年度 (実績)	令和3年度 (推計)	令和4年度	
				推計	令和3年度比
総人口（住基人口）	A	60,773	60,071	59,497	99.0%
公共下水道人口	B	32,480	32,522	32,564	100.1%
農業集落排水人口	C	2,175	2,153	2,130	98.9%
合併処理浄化槽人口	D	14,450	14,801	15,161	102.4%
非水洗化人口	A-B-C-D	11,668	10,595	9,642	91.0%
処理人口率(%)	B+C+D/A	80.8	82.3	83.8	2.6%
収集量合計		20,482	20,765	20,796	100.1%
くみ取りし尿		2,720	2,741	2,577	94.1%
浄化槽汚泥		17,762	18,024	18,219	101.1%

※ 総人口は、各年度10月1日現在の住民基本台帳人口である。

※ 非水洗化人口は、単独浄化槽人口及びくみ取り人口の合計である。

※ 令和4年度の数值は、令和2年度の実数值及び令和3年度の推計値を基に算定したものである。

(5) し尿等の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	主体	対象地区
公共下水道	し尿、生活雑排水	市	公共下水道認可区域
合併処理浄化槽	し尿、生活雑排水	個人等	公共下水道認可区域外
単独処理浄化槽	し尿	個人等	公共下水道認可区域外
農業集落排水	し尿、生活雑排水	市	秋留、美々津、東郷町山陰
し尿処理施設	し尿、浄化槽汚泥	市	市内全域

2 し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

(1) 基本的な処理体系

地区	収集運搬の主体	中間処理		最終処分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
市内全域	許可業者	市	①きょう雑物除去 ②固液分離処理 ③活性汚泥法処理 ④脱臭 ⑤汚泥処理 ・し渣焼却 (清掃センター) ・脱水汚泥 (民間業者)	市	埋立(し渣焼却灰)

(2) 収集・運搬

し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬は、本市の一般廃棄物(し尿、汚泥)収集及び運搬業許可業者が行う。

し尿及び汚泥の収集・運搬許可業者	収集地区
有限会社都農町衛生公社 児湯郡都農町大字川北4989-1 【許日環し尿第2101号】	幸脇、遠見、飯谷、余瀬、鹿場、田の原、丸山 長崎、鶉戸木、寺迫、美々津
株式会社日向衛生公社 日向市大字財光寺1131 【許日環し尿第2102号】	日向市の全域

過去5年間のし尿搬入量の推移で判断した場合、減少傾向にある。また、減少の理由として、人口の減少及び公共下水道等の普及に伴うことが考えられる。

浄化槽汚泥は、し尿くみ取からの転換や浄化槽法に基づく適正な検査実施による清掃頻度の増加等により、収集量の増加等はあるものの概ね横ばいとなっている。

収集体制については、現行の許可業者の2社で十分に対応可能であり、安定かつ適正な収集・運搬が維持できるものと判断する。

(3) 汚泥等の処理及び最終処分

許可業者2社により収集されたし尿及び浄化槽汚泥は、財光寺汚泥処理場で処理を行う。

当該処理で生じた脱水汚泥については、民間業者委託にて処理する。し渣については、清掃センターへ搬入し焼却処分する。

名称	日向市財光寺汚泥処理場
所在地	日向市大字財光寺1131-8
供用開始	昭和62年6月
処理能力	浄化槽汚泥専用(24kℓ/日)
処理対象区域	市内全域
処理方法	固液分離+活性汚泥法処理方式

3 適正処理等の推進計画

(1) 適正処理の推進

一般廃棄物（し尿、浄化槽汚泥）収集運搬業許可業者の指導及び啓発を通して適正なし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬を確保するとともに、日向市財光寺汚泥処理場における適切な処理を推進する。

(2) 共同処理の推進

○し尿等基本検討

本年度は、財光寺汚泥処理場と日向市浄化センターとの共同化に向け、し尿及び浄化槽汚泥の効率的かつ効果的な処理を行うための水処理や汚泥処理までの一連の流れ、下水道投入までの前処理施設としての施設利用等についての検討を行う。

○日向市生活排水対策総合基本計画の見直し

平成26年度に改訂した本市全体の生活排水に関する日向市生活排水対策総合基本計画の見直しを行うが、この見直しを行うに当たり、前記のし尿等基本検討を同時に進めることで、より良い計画策定を行う。

(3) 老朽化した施設の整備

本年度は、昭和62年の供用開始から相当の年数が経過していることを踏まえ、し尿受入槽の防食工事に着手する。

(4) 合併処理浄化槽設置の推進

公共下水道認可区域外の地域における適正な生活排水処理を進め、市民の生活環境の改善及び河川等の水質汚濁の防止を図るため、当該地域において浄化槽を設置するものに対し、設置工事費の一部を助成する。

(5) 関係機関、団体等の連携の強化

市民、処理業者及び行政関係機関と協力し、し尿及び浄化槽汚泥の適正処理に努める。